

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表
(案件番号「令元一職9」)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動(案件番号「令元一職9」)について、条例第5条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和7年6月18日

大阪市長 横 山 英 幸

1 ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動1及び4は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ(以下単に「ヘイトスピーチ」という。)に該当する。

(表現活動1)

平成30年11月3日に大阪市北区の路上を外部スピーカー付きの乗用車で走行しながら、弁士A、弁士B及び弁士Cにより、当該スピーカーを用いて、あるいは当該車両から下車してなされた憲法第9条改正に反対する集会に抗議する意図で行われた街宣活動(以下「本件街宣活動」という。)のうち、弁士Aにより行われた街宣活動(以下「本件表現活動1」という。)

(表現活動4)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した一連の動画(以下「本件動画」という。)を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ(以下「本件ウェブページ」という。)に本件動画及び投稿説明文を掲載し、不特定多数の者から投稿されたコメントとともに、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動4」といい、本件表現活動1及び4を併せて「本件表現活動」という。)

2 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動1)

- ・「北朝鮮」の人々について、「ヘタレ民族」という表現を用いている。
- ・在日韓国・朝鮮人について、「差別主義者のレイシスト」、「糞レイシスト」及び「害虫」という表現を用いている。

(本件表現活動4)

本件表現活動1の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、へ

イトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

3 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動1は平成30年11月3日に行われたものであり、上記2に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動4は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記2に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

4 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動1)

荒巻 靖彦 (移民政策から国民を守る党)

※ 今回の氏名の公表に際しては、当該個人を同姓同名の他者とは区別して認識できるよう、公表時に所属している団体名(表現活動時の所属団体ではない。)を記載する。

(本件表現活動4)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。